

## 第4回三重県議会議員の政治倫理に関する検討プロジェクト会議 議事概要

日 時：令和3年10月20日（水）14：45～16：10

場 所：議事堂6階601特別委員会室

出席者：三重県議会議員の政治倫理に関する検討プロジェクト会議委員10名

資 料：第4回三重県議会議員の政治倫理に関する検討プロジェクト会議事項書

資料1 政治倫理条例の論点に対する意見（各会派意見まとめ）

参考 三重県議会議員の政治倫理に関する条例

直接請求の仕組み

想定される措置の種類（他団体の事例）

委 員：ただいまから第4回三重県議会議員の政治倫理に関する検討プロジェクト会議を開催する。初めに、9月22日の議会改革推進会議役員会で委員の変更が報告されたとおり、草莽の谷川委員から倉本委員に変更となったのでよろしく願います。それでは協議に入る前に、資料として三重県議会議員の政治倫理に関する条例本文と、県民からの直接請求の仕組みを書いたもの、他団体の事例としての措置の種類の3種類をお配りさせていただいているので、ご確認いただきたい。それと、各会派の意見のまとめもお渡しをさせていただいた。本日は各会派に持ち帰り検討いただいた、現行条例の条文ごとの論点に対する意見についてご協議をお願いしたい。それでは協議に入る。政治倫理条例の論点に対する意見として、各会派の意見を集約して、**資料1**にまとめた。今日は、各会派からそれぞれの条文についてどういう意見であったか、論点は区分の隣に書いてあるので、それを横軸に、前文について順番に、目的について順番にというふうに発表いただきながら、議論できるところは議論して参りたい。そして、もう論点についての話し合いに入っていくので、他の会派と意見が違ってても他の会派の意見を聞いていただいて、これは何とか合意できそうかもしれない、ここは変えてもいいかもしれない、そんなこともぜひお考えになりながらお聞き届けいただきたい。それでは、**資料1**の前文の部分から。「○」とか「良」とか、色々な書き方がさせていただいてあるが、一番左の論点に書いてある、 、 、 それぞれに対して、それを了とするか、

それは取り入れないかというような意味でお書きいただいているのだらうと思うので、文言で追加をすることがあれば口頭でお話をぜひいただきたい。それでは、前文に関してよろしく願います。

委員：意見としては変わっていないが、皆さんも「○」とか「良」が多かったりするわけだが、倫理という中に人権意識も含まれる。文言、論理的にはそういう話にはなるので、必要はないと考えているが、「」になっている部分については、あえて追加について、絶対それはあかん、というものでないのか、そういう意味で「」とさせていただいている。「」はそのとおり。

委員：加筆、修正するという。次の会派、願います。

委員：この論点について会派にて示し、意見を募ったわけだが、全てについて特に意見が出てこなかったということ。以上。

委員：皆さんの合意が得られればそこに賛同いただくという基本的スタンスであると解してよろしいか。

委員：おそらく相当の反対意見が会派内にあると思う。なので、今日の議論をもう一度聞かせてもらい、さらに会派として賛否までもう一度詰め直すべきではないかということ、今メンバーの中では話をしている。

委員：今日結論を出そうとは思っていないので、他の会派の意見をお聞きいただき、お持ち帰りいただいたらと思う。ただ次回はずいぶん、できれば全体としては合意に持っていきたいと思うので、会派のご意見を願います。では次の会派、願います。

委員：まず前文のところでは、私どもは以前から申し上げているように、「主権者たる」という文言を追加していただきたいという点と、あと他の点については特段の強い意見はない。

委員：次の会派、願います。

委員：私どもも「良」＝「○」ということだが、1点だけ確認させてもらいたい。一番の、前に提案してもらった中でも、「県民」を「主権者たる県民」に修正ということで、ここは賛成するが、前文の中に「県民」という言葉が5個ある。全てにつけるのか、前文の「県民」の前にこの言葉をつけるのか、何か代表的に方法として「県民」＝「主権者たる県民」ということでやってもらわないと、その後も「県民」という言葉が出てくるところがある。責務のところにも、「議員は、県民の負託にこたえるため」。2条までは書いてもらってないが、「議員は、主

権者たる県民の負託にこたえるため」と書くのかというがあるので、どこかでまとめて書けるのであれば、もう「県民」というのは、こういう「主権者たる」という、その辺をうまく考えていかないといけないなとは思っている。

委員：事務局、その辺りテクニカルな部分はどうか。

事務局：この後、ご意見が集約できてきそうなので、法務とも相談しながら検討して参りたい。

委員：ではそのようにお願いする。では次の会派、お願いする。

委員：それぞれについて、修正追加を受け入れたいと思う。今先ほどのいくつか出てくる「主権者たる」は、私は前文で、意思を示すところなのできちんとそこで強化するというような意味合いで良いのではないかとと思っている。

委員：次の会派、お願いする。

委員：全部OKということ。

委員：基本的に から までそのまま受け入れるというお考えが多かったように思うが、その「主権者たる県民」というところの入れ方、回数等々あると思うので、テクニカルなものも考えさせていただいて、また提示させていただきたい。では目的に移る。これは文言の修正だけ。ここを「主権者たる」と入れたらどうかというのがあるが、どうか。

委員：先ほど出た話と同じで、前文の中で1ヶ所、例えば1、2、3行目の「主権者たる県民の負託を受けた」というふうな形で入れれば、前文に入れた内容というのは後の条文にかかっていく形になるので、1ヶ所入れれば良いのではないかとと思っているので、前文で入れるということが良いのではないかと考える。

委員：では次の会派、お願いする。

委員：先ほどご指摘をいただいたように、うちとしても全てのところに「主権者たる」を入れなければならないという強い思いがあるというよりも、県民の説明のために、県民という言葉の意味をより強化するという意味合いから、つけられるところにはつけたほうが良いという考え方なので、前文にひとつでまとめるとか、その辺はこの会議の中でご議論いただければと思う。

委員：次の会派、お願いする。

委員：私どもが空白にしてあるのは一緒のこと。前文でしっかりと提示でき

れば第1条には別にいらないと思ったので、その辺はお任せしたいと思う。

委員：次の会派、願います。

委員：「 」としてあるが、先ほどから課題となっていることは皆で整理すれば良いと、意識としての意味合いだと思っている。

委員：次の会派、願います。

委員：そのようにしていただけたら。

委員：意識として前についていると思うということについては、ほとんど今皆さん一致したと思うので、あとは書き込みが必要かどうかを併せて検討させていただく。2条、責務。ここは規定の追加が2つ書いてある。不正な影響力行使の禁止、辞職後の議員を政治倫理審査会へ招致できるということについて。

委員：番目については書かせていただいたとおりで、第3条の項目で良いのではないかと考えている。番については、追加をしていくべきではないかということで、「○」にはなっているが、ただ会派内の意見としては、辞職自体は非常に重たいことでもあるので、そこまで必要なのかという意見もあった。

委員：「○」くらいか。

委員：はい。

委員：次の会派、この点についていかがか。

委員：この2条に限らずだが、空欄にしてあるところは特段会派としての強い意見はないという意味合いで捉えていただければと思う。特に強く変えなければならないという思いはないということ併せて申し上げておく。以上。

委員：次の会派、願います。

委員：私どもは、その不正な影響力の行使の禁止というところは、今言われた、この第3条に含まれていると言えば含まれているのかなと思うが、提案をしていただいた会派のご意見をもう一度改めて聞かせてもらいたい。3条には含まれてない部分でどういう部分があるのかという部分に関して、お聞かせいただければと思う。基本的にはあってはならないことなので良いことだと思っている。2つ目に関しては、制度上可能かも含め慎重に判断していくということで、もう一度教えてもらいたい。例えば刑法に関わるもののような場合など、どうなってい

くのか。こちらで呼んで、ここで説明をしてもらうという、招致をしてやってもらうというのが可能なのか。この辞職後というのは、辞職後、辞職前に何か問題があって呼ばれるということで、その前には何らか、ここでいう辞職後の議員が関係者なのか、何かをした人という、やってはならないことをした人、犯罪をした人のことなのかというのがわかっていないので。もし犯罪をしたということなのであれば、色々な他の法律の関係も入ってくるかと思うので、タイミング的に呼べるのかどうかというのもあろうかと思うので、その辺がどういうことが想定されるのかをもう少し知っておきたいということがあったので、慎重に判断したいと思う。以上。

委員：まず のほうで事務局、何かあるか。

事務局：前回の繰り返しになってしまったら申し訳ないが、刑法の絡みになると、公職選挙法に基づく当選人の失格ということで、議員の職を失うということになってくる場合がある。それについては、被選挙権を失うというケースがあるということになる。その場合に、これは公職選挙法第 11 条のところに書いてあるが、次に掲げる者は、選挙権及び被選挙権を有しないということで、禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでの者、それが一つ。もう一つが禁固以上の刑に処せられその執行を受けることがなくなるまでの者。あともう一つは刑法のほうで、第 197 条から第 197 条の 4、または公職にある者とのあっせん行為。色々書いてあるが、これを刑法に当てはめていくと第 197 条だと収賄、受託収賄及び事前収賄。それから第三者供賄。加重収賄及び事後収賄、斡旋収賄。こういった収賄の関係の罪に当たる方ということで一定限定もされているので、ここに当たらない場合については自動的に失格にはならないので、議論の対象にすることができると考える。

委員：その辺はもう少し議論させてもらうとして、ここの書き方、辞職後の議員を政治倫理審査会へ招致できる。ただし、こういう場合は、招致はできないというか、不適切であるとか、何かそこを立て分けておかないといけないと思っている。

委員：法による場合とそうでない場合があるかと思うので、この辺りについては今後もう少し細かい整理が必要で、その上で、考えていったらどうかと思うが、先ほどの についての質問も含めて次の会派、お願

いする。

委員：今話し合われたことは大変微妙であり、重要なことで深く考えていかなければいけないことだということをまず申し上げる。そしてまず番のところだが、例えば3条にもあるのということが記されているが、その3条に書かれている以外のことで、色々と問題となるようなことがあるかもしれないという思いで、言葉として私は入れたわけだが、そこは具体的にということではなくて、意識の中に持つことが大事だという思いで書いた。ただ、条文なので、明確でないことはそぐわないというのであれば、そこは皆さんと論議をすべきところだが、意識としての問題かなと私は一つ挙げた。番目のところ、これはできるということなので、そのように招致することを皆で決めたとしても拒否をされることだってある、できる規定なので。そのことが、辞職後の議員を呼ぶことに対して必要かどうかは慎重に審議すべきだと思うが、できるということが必要かなということで、ここに挙げさせていただいた。法的なこととの兼ね合いはきちんと切り分けをすべきだと思っている。

委員：次の会派、願います。

委員：両方「○」だが、不正な影響力の行使の禁止ということと3条の関係について、責務ということの中では、こういうふうにしなければならない、こういう行動をしなければならないという、そういう規範のようなものを示すということで挙げると。3条においては、そこから少し踏み込んで、具体的に基準として審査の対象になるかどうかという基準として示す住み分けができていると思うので、これを明記しても問題はないと思う。それから辞職後のことだが、これも一応「○」にしたが、例えば疑惑を晴らすとか疑問点を明らかにするうえで必要であればできるということで良いと思う。一方で辞職後だから断る権利もあるのだろうと思うので、このことは規定しておいても良いと思う。以上。

委員：できる規定であるのでというような捉え方が多かったところ、少し違う意見の会派もあるかと思うが、いかがか。何のために呼ぶかということがここに書かれていると思うが。

委員：説明責任を議会として果たすというのが一つの大きな目的なので、そういう意味ではこの規定を設けることについて否定するものでは

ない。先ほど申し上げたのは感情論的な部分もあるので、「○ 」とは申し上げたが、否定するものではない。

委員：それでは の方は、ある会派の説明からは条文として必ずしもこういう文章で入れなくてはいけないということではないというふうに聞き取れたが、いかがか。

委員：意識として持つことが大事なので定義づけることは大事だと思うが、こういう条文なのでこういう微妙な部分は挙げられないというものであればそこは皆で論議をしなければいけないということで、基本的には挙げるべきだと思う。

委員：条文の書き方としても、こういう文章だったらこういう中身が表せるという辺りも、テクニカルな部分にもなってこようかと思うので、少し考えさせていただこうと思う。次は特に論点として挙がっているわけではないが、説明責任の明確化のところ。ご説明いただいてよろしいか。

委員：ある会派から説明責任の明確化をする必要があるということで、きちんと理解できていないが、その条文を足すということだろうか。2条なので、それをこの条文の中に足すということと、例えば議員本人による宣誓、要はこの宣誓というのは裁判の時によくやる、嘘は言いませんという宣誓のようなイメージがあったので。そうなれば、嘘をついたら何か罰あるというような感じの。内容がもし違っていたら申し訳ないが、宣誓とはそういう政治倫理審査会で一切虚偽はない発言をしますというような宣誓かと思ったので。そうなればそれに対して嘘があった場合には、何らかのペナルティーを考えないといけないと考えた。

委員：その辺りご説明いただけるか。

委員：少しニュアンスが違っていて申し訳ない。これは今手元に資料はないが、他市他県で事例があったように思う。要はこの倫理条例、やはり意識をしていただく、これを改正するにしても今のままにしても。ではどれだけの議員がこれを意識して日常で議員活動しているかというところがあるので、少なくとも当選時には、そうした倫理条例をきちんと読んで、そしてこれに基づいてやっていきますと、倫理重視していきますということを署名なり何なりで宣誓して議員活動をスタートしていくという意味合いで書かせていただいた。併せてそのときには、

逆に違反というか、この倫理基準を守れなかったら、こういった措置も審査会で求められることもあるということも認識をしていただいて、議会活動なり議員活動をしていただくというやり方があっていいのではないかという、啓発的な認識のやり方のツールとして書かせていただいている。

委員：私は政治倫理審査会にかけられた後のことかなと思ったが、そうではないということ。

委員：そうではない。

委員：第2条第3項の最後のところに、真摯かつ誠実に事実を解明し、その責任を進んで明確にする義務を負うものとするというのは、イコール説明責任なのかと私が思っていたので、もうそこから先の、呼ばれた後の何かというように勘違いしていた。

委員：意味はほとんど第2条第3項あたりと一致するのかなと今意見をお聞きしていて思った。ということで次の会派、いかがか。

委員：私もその3のところの、真摯かつ誠実に事実を解明しというところがこの説明責任の明確化ということであるうえに、今言われたように、審査会にかかる時の例として書いてあったので、宣誓をするということ、それはあっても良いと思い、それで「○」とした。そういう認識だったので、これがそれを求めているものでないとするれば、この3のところの内容で十分説明責任を果たさなければならないという責務は自分たちが負うということは明らかだと思う。

委員：それではこの項目、一つお考えをいただくのは、元々先ほど委員が説明されたように、議員各自が、例えば当選をしたとき、この条例を遵守するのだというような宣誓を各議員がするかどうか、その必要があるかどうかについて会派の意見をお諮りいただいてもよろしいか。つけ足したいと思うので、よろしく願います。

委員：確認を。先ほどからの話は、まず第2条第3項と同じという話まではわかったが、今、当選して初登庁した後にまず宣誓するということをおっしゃった。それを論点として持ち帰るということか。

委員：そういう必要があるかどうかを。ないということであればそれで結構。

委員：それが、この条例改正のこの場でやることなのか、議会改革推進会議でやることなのか、代表者会議でやることなのかというのは一度整理いただいたほうが。要は当選後の議員のやることを署名するとかしな



いとか、そういう制度を新たに設けるといことだと思つので、ここで議論して決めて、最終決定はどこになるのかわからないが、そこだけちょっと立て分けていただければと思う。

委員：その必要性も含めて確認をしたいと思う。それでは、3条の政治倫理基準。ここは、 から まで論点が挙げられている。禁止すべき新たな基準を明記するとして、 から まで論点として挙げてある。その必要があるかどうか、内容についてどうかということが各会派から挙げられていると思うので、説明をお願いします。

委員：これはもう今回の議論の根幹に関わる部分だと考えているので、 番には当然ながら書き込みが必要だという意見に変わりはない。 番の部分については少しどうということが想定されるのかよくわかっていないところもあり、きちんとまとまっていない。補助割合にもよるのではないかというふうにも書いていただいているが、少し何か具体的な事例をピックアップして議論すべきではないかという意見が多かった。

委員：最後まで進めてからまたご意見をやりとりしていただこうと思う。次の会派、お願いします。

委員：一つ目、二つ目は、「良」。それで今のお話も聞かせてもらって、本当に具体的にどうということが、要は老人福祉施設、社会福祉協議会等で、多分県議会議員の中でも、理事や役員になっている方は多分報酬を受けている可能性があるとした場合に、そこは補助金というのは、おそらく施設整備や様々な時に入るのだらうと思う。そういったところも駄目なのか、良いのか。要は議員として副業の禁止等があると思うが、どこまでが良いのか悪いのか、その辺がわからないので、ここは少し具体的な事例で補助を受けている団体というものが、民間も含む、何かそういうことなのか、NPO法人など、そこに報酬があるかどうかかわからないが。その辺がわからない部分なので、例えば企業の資産公開など、ああいう時には役員になって報酬をもらっているところは、確か名前が新聞に出るのだらうと思うが。あれが全てなのであれば、現在51人の議員で何かそういう補助をもらっている団体の報酬をもらう役に就いている人がいるかいけないかというのも調べないと。それが法律上いけないのか、これでいけないようにしてしまうのかとか、そこまでいってしまうと思うので、具体的なところを教えてください、議論したいと思う。

委員：最後まで行ってから戻る。では次の会派どうぞ。

委員：全て「○」だが、先ほどから問題になっているのところだが、どういう見知で書いたかと言うと、ある市議会で経験があることだが、議論になった部分があった。それは、例えば自治会長は、その市では自治会に対しての補助とは別に活動費のようなものが、それを役員団全部でどう使うかわからないが、そういうものが支給されている中で、自治会長は駄目で副会長は良いとか、書記は良いとか、そんな論議になったことがあって、それが一つ頭の中にはあった。それは行政の補助金というようなものであるとすれば、自治会の中で色々批判が出たりしたことがあったので、そのことが気になっていて、ただ、兼職している方はいらっしゃるので、それは職員としての形だし、その見分け方、区分けの仕方というのは、難しいとは思った。けれども基本的なところでそれは問題かとは思う。行政の補助を受けているところ、県は自治会には出していないが。

委員：次の会派。

委員：○、○、　　くらいだが、　　番については、まず地方自治法の兼業の禁止がどういうふうになっているかを私も具体的に細かく知らないの、わかったらまた後で説明していただければと思うが、そこが一つの基準というか目安になってくると、目安というか、もう兼業禁止にされているが。そこをしっかり見ながら、その団体についても補助割合が例えば50%とか80%とかになってきたら、もうそれは外郭団体ということになってくるので、そうするとそこで議員が団体の報酬を受けているということになると、その補助金をどういうふうにチェックをしていくのかという、そういう本来の議員の役割、使命にも矛盾が出てくるので、補助割合、団体の性質に応じて、補助とか出資とかも含めて考えたほうが良いのではないかと思う。以上。

委員：今皆さんから特に　　番について、どの辺りのことを考えるのかというのが出されてきたと思う。これは引っかかってくるな、どういうことかなというのもずっと思っていて、その辺りは整理をさせていただく必要があるかと思うが、今事務局において何か皆さんにお伝えできることはあるか。

事務局：現時点で資料が用意できていないが、地方自治法の第92条の2で、また後ほど皆様に資料をお配りさせていただきたいと思うが、関係私企

業への就職の制限というのがあり、大きく兼業の禁止という言葉でくくって良いのかと思うが、条文を読んでいくと、普通地方公共団体の議会の議員は、当該普通地方公共団体に対し請負をする者及びその支配人又は主として同一の行為をする法人の無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役若しくはこれらに準ずべき者、支配人及び清算人たることができないと、こういう規定があり、県の請負をする私企業の、そういった責任ある今申し上げたような職員になることができないと、そういう規定がある。

委員：後にきちんとお配りをさせていただいて、このことをこの条例の中で禁ずるべきかどうかということも併せてぜひお考えをいただきたいと思う。法はどうか、この条例で禁ずるべきかどうかということもぜひお考えをいただきたいと思うので、よろしく願います。そして今こうやってずっと言っているが、きちんとまた整理をさせていただいて、どのことについてお考えをいただいたら良いかということはあるようにさせていただきたいと思う。

委員：今、とても大事なことを言っていたと思う。法律は別として、この条例の中で政治倫理なので、我々が三重県議会として、県議会議員としての倫理をどう考えるかという議論だと思うので、この番のところも、今の地方自治法に関わるどころ、公職選挙法に関わるどころ、選挙は関係ないか。あと、地方自治法には関わらないが県議会議員としてどうなんだと、この補助を受けているような団体、それも種類があると思うので、その辺をまたしっかりと検討させていただきたいと思う。

委員：整理をさせていただいて客観的な資料はお示しをさせていただく。そのうえでの議論をお願いします。では次の項に移る。4番、審査の請求になるが、ここは意見が分かれています。なかなか理由として申し述べていただくのは難しいかと思うが、一応全ての会派の方にお聞きする。

委員：基本的に、12分の1、現行の形で特に変える必要はないという考え方に変わりはない。

委員：次の会派、お願いします。

委員：12分の1に別に反対をするものではないが、ただ、どこからこの12分の1というのが出てきているのか、こういったものはある程度、根拠はないにしても、根拠に近いようなものを持っておくということが重

要かと考えている。

委員：次の会派、願います。

委員：私も勉強不足なところがあって、以前勉強させてもらった、政治倫理条例第4条内の、議員の定数の12分の1以上に類する規定という、資料2というものをもらって、そのときに、昭和31年の8分の1から12分の1にという、そういった変更があったということを見せてもらったが、答えとして8分の1が適当と考えるということを書かせてもらったが、別により厳格に難しくしようとしているわけではなくて、根拠さえわかれば12分の1でも8分の1でも皆さんと同意できるのではないかと思うので、これは8分の1が適当と考えているが特に大きな理由はない。

委員：次の会派。

委員：まず8分の1か12分の1かどちらかとすれば12分の1という観点でこれは「○」をつけた。そして、かつて8分の1から12分の1になった、元々の8分の1の根拠というのは、そこまではなかなか根拠性が出ないようだが、その時は多分、議会内で発案がしやすいようにという意味で、8分の1から12分の1ということになったのだというふうに理解をしているので、その流れの中でいけば、12分の1かなと思う。

委員：次の会派。

委員：何か今の話を聞いていて、別に8分の1にこだわらなくても良いかなという気に、厳しくしなくても良いかなという気がしてきた。後の議運に諮るかどうかというところにも関わってくるので、ここは保留にさせていただきたいと思う。

委員：資料の中で、何分の1はどういう理由でというのが前回あったと思うが、何か確たる理由はないというふうに書いてあった記憶があり、なかなかこれは根拠を求めることが実は難しいことなのかもしれないが、そんなにこだわることはないというふうになら今のところ言っていた会派が多かったので、どこかでコンセンサスが得られればという方向で今は考えたいと思っているが、よろしいか。

委員：私はもう一回8分の1を押したいと思う。この請求された時点で請求された人は新聞に載る可能性もあり、そのあと政治倫理審査会が、より厳格な決め方をして設置されなかったとしても、請求された時点で

情報が原則公開だと思うので、そういったことでいけば、より賛同者を出せる基準は、ある一定よりも高くしておかないといけないのではないかと思う。そこは気をつけないと、誰がなるかは別にして。あまり請求が軽くできるようだと、そのこと自体がもう一つの事件みたいになってしまうので、そこは併せて考えたいと思う。

事務局：1点だけ。12分の1という分数の辺り、若しくは8分の1という根拠の部分が、数字の部分が少しわかりにくいというのは、確かに確たる12分の1もしくは8分の1にしたときの当時の記録というのはあまり残っていないようだが、現時点で地方自治法の112条に議員の議案提出権ということで、議員が議案を提出するときには、その条文の中には、議員の定数の12分の1以上の者の賛成がなければならないということで、議案を提出いただくときには、この12分の1が使われていると、そのような状況がある。以上。

委員：そのあたり勘案して、またお持ち帰りいただきたいと思う。それでは県民による請求に移る。これについては、直接請求の仕組みについてペーパーを皆さんのお手元にお配りさせていただいている。事務局これについて特に説明はあるか。

事務局：長崎県はこの直接請求権を規定するような、有権者の50分の1というような規定がある。これは総務省の資料だが見ていただくと、条例の制定改廃の請求とか、あと事務の監査請求といったあたりが、選挙権を有する者、有権者の50分の1以上の連署によるというような規定があり、これは例えば県民の方が直接こういった条例を作ってはどうかということで提案されて、それは知事に提案をしてくる。その場合は有権者の方の50分の1以上の連署をいただいて知事に提出される。知事はそれを受けたら、本当にその有権者であるかどうかというあたりの確認も選挙管理委員会にしながら、満たしているということになれば、20日以内にそれを議会のほうに提出してくる。その時には執行部としての、知事としての県民からこういう提案はあったけれども執行部としてこう考えるという意見を、ここのペーパーにもあるが請求後の措置というところで、議会を召集し提案する。その時には執行部としての意見をつけて議会のほうに提出される。最後その条例が良いかどうかというのは、過半数の通常の議決で整理、判断をされていく。簡単に言うと、50分の1を基準にするとそういった流れがある。以上。

委員：それでは、そういう県民による請求についてお考えをお聞かせいただきたいと思う。

委員：「 」と書かせてはいただいているが、議員の解職請求というのは直接にあるわけで、この倫理条例に求められるのはやはり議会議員、議会としての自浄作用ということを見ると、あえて県民による請求まで設定をしなくても良いのではないかという意見のほうが強かったと、会派の中の意見としてはそうだった。

委員：次の会派、お願いする。

委員：考え方としては、県民による審査請求も認めることが大事なのではないかと思う。前文から、責務のところからいって、先ほどから主権者たる県民の厳粛な信託によりとか、我々議員というのがどういう立場なのかということで、下のほうには県民の代表として良心と責任感を持って議員の品位をとということが書いてあるということは、その主権者たる県民が、これ政治倫理的にどうなのということを言える場を、我々はそれだけそういう立場にいるのであれば、やはり県民から請求されるということも当然履行段階でとか、ならせてもらった時点で、先ほど宣誓の話ではないが、そういうものだと思うので、主権者たる県民にも、やはりある一定の基準はしっかり決めていかないといけないが、そういう制度があっても良いのではないかと思う。

委員：次の会派、お願いする。

委員：同じく、直接請求を認める、審査請求を求める形は必要だと思う。また細かいことについては皆で論議をしていくということ。

委員：次の会派、お願いする。

委員：この審査請求については特に必須であると思っている。先ほどからも議員が自浄作用を持ってとか、あるいは議員は住民の代表であるということは示されているが、それは勝手な議員側の言い分であって県民が思っていることとは違う場合もあるので、やはり県民を排除してはいけないし、冒頭のほうで主権者たる県民であるというふうに高く位置づけるのであればなおのこと、こういう県民の権利として入れ込んでいくべきだと思う。

委員：前文のところの主権者たるを加筆すべきというのに、今のところ反対の意見はなかった。では、そこをどうやって表すのかということがここで問われているのだというご意見が多かったように思う。今の議論

をお聞きいただき、またお持ち帰りいただきたいと思うのでよろしく  
願います。特に主権者たる県民、ここを非常に強調して意見を申し  
述べていただいた会派もあるので、そのあたりを勘案して、またご議  
論いただければと思う。次は審査会設置の要件で、これは議会運営委  
員会に諮るのか、他の方法をとるのかということだと思う。では、説  
明をお願いします。

委員：設置の要件、これは元々の意見どおりで、議運で諮るという形で良い  
のではという意見にまとまっている。ただ、少し出た意見としては、  
設置をする場合に、その調査を具体的に誰がどうしていくのかとい  
うところは、少し明確にしていく必要があるという意見がある。

委員：次の会派、願います。

委員：特に委員のことについて書かせてもらったが、基本的には設置の要件  
等々については議運等で調整をすれば良いと思っている。そして、委  
員の配分については、比例や按分を中心に議運などで決定をしてい  
ただければと思う。基本的には現行に近い形で良いのかなと思っている。

委員：次の会派、願います。

委員：私は、議会運営委員会で諮るというのは、少し理解がまだできていな  
いというのがある。議会運営委員会というのは、いつも本当に様々な  
ご議論をいただいているが、議会運営上のことをやっていただくので  
あって、政治倫理というのはまた別だという認識を私はしている。な  
ので、議会運営委員会で諮ると、この政治倫理、先ほどの県民のこ  
ともあるが、それも諮る場所として相応しいのかどうかということ  
をまず大前提として心配している。あとやはり、どうしても委員構成  
により、請求されても設置の段階の多数決で決めるとなった場合に、  
多い少ない、そういったことがあるというのは公平性に欠けるとい  
うか、社会的な基準どおりにいくかどうかというのは、私は疑われる  
ことはしたくないというような感じがするので、全議員に関わる、  
三重県議会議員の政治倫理に関わる案件なので、全議員を対象として、  
ある一定の数字基準を決めて判断をするほうが良いのではないかと思  
う。そうでないのであれば、議長に一任するとかそういう方法もある  
のかなと思う。極論で申し訳ないが、なぜ議会運営委員会なのかとい  
うのを誰か説明していただきたいと思う。事務局からでも良いが、  
その説明をしてもらって、元々の所管なのかどうかも含めて教えて  
いただきたい

い。それで、 番のほうの数字というのも、ここにも数字はともかく  
ということを書かせてもらっているが、先ほど申し上げたように全議  
員を設置するかどうか。本当に重い問題なので、審査会にある議員が  
かけられるかどうかということは。なので、しっかりと、三重県議  
会議員としての政治倫理が問われるということなので、全議員であり、  
さらに少しでも多くの方が本当に必要だと思わないといけないとい  
うことで、一つの基準として、3分の1以上かつ2会派以上の賛成が必  
要というような形で提案をさせていただいた。

委員：次の会派、お願いする。

委員：全体の議員の中で判断をすることを確認すべきと思う。 で。

委員：次の会派、お願いする。

委員：ここも保留で、もう少し考える。

委員：今ご議論いただいた内容をぜひお持ち帰りいただきたいと思う。ただ、  
現条例は「議会運営委員会に諮り」という文言がもう入っているので、  
これを覆す、変えるにはそれなりのきちんとした大きな理由が必要と  
考えるので、やはり理由づけについてもしっかりとお考えいただきたい  
と思う。

委員：事務局でわかる範囲で、議会運営委員会の所掌事項、ということな  
のかというのを教えてもらいたいと思う。政治倫理、一人の議員の政  
治倫理が問われ、審査会にかけられるということを決める場所として  
議会運営委員会が適切なのか、代表者会議なのか、どういったところ  
なのかというのは、もう今は現行条例があるが、そこが正しいのかど  
うか。他県も議会運営委員会が多いのかもしれないが、そもそも議  
会運営委員会の所掌事務というのを教えてもらいたいと思う。もし今  
わからなければ、また後ほどで結構なので各会派にお渡しいただけれ  
ばと思う。

事務局：地方自治法で所管事項を3つほど決めてあったと思うので、それを探  
させていただきたい。

委員：では、後ほどということで。前回この条例を作ったときの議事録を全  
部読んだが、なぜ議会運営委員会なのかという理由は、私自身はあま  
り明確にはわからなかったようには思っている。それでは先に進め、  
外部委員を入れることについて。現在必要があるときは意見を聞くこ  
とができる規定になっているが、それを、現行どおりとするのか、あ



るいは必ず有識者の意見等を聴取するような仕組みに変えるのかということが論点になっている。では説明をお願いします。

委員：外部委員は入れていくべきだということで、なおかつ必要があるときではなく、必ず聞いていくという考え方。願わくば、当然だが複数の意見がいただけるような形がベターではないかと思い、また同時に外部委員が果たす役割というのも少し明確にしておかないと、措置の決定まで関わっていくのかどうかという辺りもあるので、その辺の約割は少し考えなくてはいけないのではないかと思う。

委員：次の会派、お願いします。

委員：現行で呼べるようになっていたので、それをあえて変える必要はうちの会派ではないと思っている。

委員：次の会派、お願いします。

委員：私どもも、その例によって、問われるものによって違うのかなとは思いますが、基本的には委員の皆さんが必要と考えたら呼べるという規定なので、呼ぶべき対象の案件なのか、議員がやるべきことなのかということがあると思うので、どういう理由で設置するかによってくるような気がするので、必要のない場合もある可能性もあるので、このようにのほうを「良」とさせていただいた。しかしいずれにしても、専門家の方、また外部有識者の方に意見を聞く、また必要に応じて入ってもらうということは重要だと思い、また先ほど言われたように、やはり複数の方に入らせていただくことは重要なのかなと思う。もし入らせていただく場合はということ。以上。

委員：次の会派、お願いします。

委員：外部委員の方に入らせていただくのは必須であると思う。今出ているように複数ということも。内容によって様々あるとは思いますが、何に付けても外部委員の方をお願いしますということが必要。

委員：次の会派、お願いします。

委員：、「○」、「×」ということで、やはり外に開かれたものであるということを基本にして、外部の視点、第三者の視点、あるいは県民の視点ということで、恣意的なことも防ぐということも含めて必要だと。議会の中だけで物事を決めるということを防ぐという意味でも大事ではないかと思う。以上。

委員：ここは入れるべきというところから、必要であれば、その必要性も、

必要のない場合もあるのではないかというようなご意見もあったが、そのあたりも色々な場合を考えて、ぜひお考えをいただきたいと思うので、よろしく願います。

委員：この後に関わってくるが、原則公開の範囲について、県の入札の時の審査会があると思うが、誰がやっているか私たちはわからない、専門家がプロポーザルで出てきたときに。それは何かというと、その人の意見に影響を与えないようにするためだと思う、名前が出ていないのは。ここでいう外部有識者の方に誰がなるにしても、その人に公平な形で考えてもらえるように、変な話もうここまで想像したら悪いのかわからないが、もし私はそういう立場になったらその人に頼みに行く。よろしくってというような。頼んでしまうのではないかというような気がするので。そこを原則、そこも公開なのか、名前まで公開でやるのかどうかというのは、私はそこも気をつけておかないといけないと思う。本当に公平にやってもらいたいのでということで、そのように思う。

委員：まだそこまで全然考えられていないので、こういう問題もあろうかと思う。では、その審査会自体の公開について次の項。説明をお願いします。

委員：原則公開ということで。ただし二次的な被害とか、プライバシーに関わる部分だとか、公開すべきでないという理由がある場合もあるので、そういう場合には理由はきちんと明示しておかなければいけないと思う。非公開も場合によっては可だということだが、原則公開という形で考えるべきだと思う。

委員：次の会派、願います。

委員：うちも原則は公開が良いと思うが、非公開にする場合などは審査会の中でご判断をいただければ良いと考えている。

委員：次の会派、願います。

委員：私も原則公開。必要があれば非公開で、ただ外部有識者のところでは、また議論はしたいと思う。

委員：では次の会派。

委員：もちろん原則公開で。必要があれば非公開という場合は、それは審査会で判断をすることだが、その時には確実に当事者の話を聞いたうえで、判断は審査会だが外にはわからないことがあるかもしれないので、

公開非公開についての確認を取ると。判断をするのは審査会。

委員：この当事者というのは。

委員：当事者というのは、審査の対象となる方。

委員：審査の対象となる方。二次被害がという話もあったと思うが、被害ということではなくて、何かをもしかしたらしてしまった側の意見も聞くという意味の当事者ということか。確認させていただきたい。

委員：当事者というのは、この場合審査会にかかる方で、二次被害のことも含めてだが、そのことは確認をしないと二次被害がどんな程度で起こるか、もし起こる場合にわからないし、あといわゆる外部の被害者の側の二次被害のこともあるので、どちらにもやはり関係者、告訴する人、審査に申し出る当事者というのは、その場合によって違うと思う。審査にかかる人はもちろんだが、それによって審査会に影響が出るかもしれないというところについては、その関わる人の意見は聞くということが必要だということ。

委員：では次の会派、願います。

委員：原則公開、必要があれば非公開ということをお願いしたいと思う。

委員：今日お配りした資料の中に、前回もお配りさせていただいたが、想定される措置の種類をもう一度お配りをさせていただいた。重要な勧告、今は辞職勧告と役職辞任しか条例に挙げられていない。他のものをどうするか。それから、現在の対応である代表者会議での陳謝などについてどう整理するかということ。説明をお願いします。

委員：基本はやはり、県民にもわかりやすくするためには列挙がいるのではないかと思う。それから 番目の代表者会議の陳謝というのは前にも少し申し上げたが、代表者会議の位置付けだとか議事録だとか、そういうことを考えると、本来は他県の事例にもあるように全協での謝罪というのが妥当であると考えてるので、この部分は不要ではないかと考えている。

委員：次の会派、願います。

委員：うちは基本的には現行どおりで良いと思っている。その考え方の背景としては他の項目にも関わってくることだが、この条例を全ての議員に周知徹底をするということが第一段階で重要だとうちは考えており、強くこれを変えることに反対をするわけではないが、基本的には、うちの会派としては現行どおりで良いと思っている。以上。

委員：次の会派、願います。

委員：措置の種類、それは列挙するかどうかは別にして、しっかりとこれは整理をするべきだと思う。今日いただいている資料でも、現行の三重県議会が想定している措置というのは、辞職、役職辞任勧告と議員辞職勧告ということで、新たに代表者会議での陳謝であるとか全員協議会で謝罪とか、そういうのも、どういうものに三重県はするのかというのは決めておかないと、審査会でどういう議論をするのかという基準もわからなくなってしまうので、そこは明確にしておくべきだと、そのように思う。なので、番のところも、その措置の種類を協議する中で整理をしていったら良いと思う。

委員：次の会派、願います。

委員：措置は明確に記述をしていくことが必要だと思う。審査途中に色々なことがついたりしてくるということは避けたいと思う。それから代表者会議の陳謝だが、審査会を設置するとなった後の措置の中にそれは入らないと思う。代表者会議というのは大きなものだとは思いますが、何か事が起こった時に、自発的に本人が意思を伝えにいらっしゃるということについて妨げるものではないが、それはそのものであって、審査会以降のものではないと思う。

委員：次の会派、願います。

委員：措置については具体的に予め列挙しておいたほうが良いと思う。後にも書いたが代表者会議、この春先にあったようなことも含めて、ああいうことをやるような場ではないと思うので、しっかり整理したほうが良いと思う。

委員：今日措置に対する種類のペーパーを改めてお配りをさせていただいたが、今日は議論しないが、会派でお考えをいただいている際に、措置を明確に決めるということについてお話し合いをいただきたいと思う。条例に書き込むかどうか、これはまた別の問題かもしれないが、どういう措置にするかを明確に決めるということ。今はこの2つ以外挙がっていないので、そのあたりについてもぜひお考えをいただければと思う。論点に追加する。それでは、次の項。非審査議員を弁護する者の参画と書いた。ここについては、実はこういうふうにお聞かせをいただいたが、明確に議論を経てここに挙げたわけでは実はない。皆で攻めるということではなく、その審査会委員の中に弁護人のような役

割を作ったらどうかという発言が以前にあった。そのあたりについて、どこに置くかは別として、弁護士の要否について皆さんどうお考えかということ。もしかしたら弁護士かもしれないし、あるいはその中の人なのかもしれないが、要否についていかがお考えかということ。では説明をお願いします。

委員：基本的には本人に説明責任があるので、本人が説明すべきことだと思う。ただ、サポートする者がやはり必要な場合もあるかもわからないので、そういう方が同席されたりするというのは、少し議論の余地があるかと思うが、審査会の中の委員としてそういう方がいらっしゃるというのは少し違和感がある。

委員：次の会派、お願いします。

委員：審査の対象となっている議員が基本的には任命と書いたが、指名をして、外部から入ってもらうという形で良いのではないかと思う。内部に置いておく必要性はないと思う。

委員：次の会派、お願いします。

委員：そもそもこの議論が、弁護役が必要、議員でも良いが、できれば議員以外のプロの弁護士が入ることが適切な審査をするうえで重要ではないかという、意見が以前出てそれを受けてだったと思う。私どものほうとしては、検討は必要だと思うが、そもそもとして、やはり本人がしっかりと行うべき説明責任を果たすということと、そういう制度の審査会であるべきだと思う。状況を第三者が話すなどというのであれば、被審査議員だけではなく、審査会も人を呼ぶという、そういったこともあり得ると思うので、整理する必要があると思う。

委員：次の会派。

委員：少し認識が違っていたかもしれない。要とすると書いたが、この審査委員の中にというのではなくて、糾弾のようなことになってはいけないので、あと、例えばその事実関係を証明してもらう人が必要である場合、その内容によってだが、参考人というような形で、プロではないが被審査員、つまり対象となっている方が参考人、あるいは証人の参画、出席を求められるような道は作っておくべきかと思う。

委員：次の会派、お願いします。

委員：「×」で自らの責任で説明責任を果たしていくと書いたが、自らの責任というのは、自分のプライベートな範囲で、弁護士なり専門家の方を

自分で雇って助言を得るとするのはその方の責任、自由の範囲内ということも含めて、自らの責任で説明をしていくということで良いと思う。

委員：「×」というより何となく「 」くらいで。

委員：そう。しかしこの弁護という発想が私は好かないなと思ったが。

委員：今、それぞれご説明いただいておりますが、説明責任は本人が果たすべきというご意見は皆さんに共通かなと思っており、そのために、誰か、それは弁護士と呼ぶのか参考人というのかは別として、そういう人の存在というのがあるかどうかなということ。すべきというくりではないと思うので、それができるぐらいのことについていかがかということ、ぜひお考えいただければと思う。第10条、措置については先ほどと同じ。それから、委任、逐条解説の作成についてということだが、これは良かったか。

委員：会派の意見として書いていないが、逐条の解説はあったほうが良いのではないかと思う。

委員：次の会派、いかがか。

委員：今の議論の中でも色々な条文になってくるまでの過程の中で色々な意見が入ってくるので、それをきちんと逐条解説に挙げておくということは重要で、例えば会派とかという言葉一つにしても、会派が一体何を意味しているのかとか、そういったことを具体的に、他に解釈の余地のないようにきちんと規定をしておくことが重要だと考えている。

委員：次の会派どうぞ。

委員：私ども、条例改正後、これからどういう条例になるかわからないが、やはり後世に、また県民の皆さんにしっかりと真意を伝えないと、条文上はどうしても法律上というのは、難しい言葉を使って、解釈が結構変わる可能性があるんで、やはりその辺は逐条解説で、しっかりと我々も理解しないといけないし、理解してもらわないといけないと思うので、条文から必要性を判断していけば良いと思う。

委員：次の会派どうぞ。

委員：必要と考える。

委員：次の会派、よろしいか。

委員：必要といえば必要で、大変な作業だとは思いますが、以上。

委員：一応全部の会派から全部の項目についてご意見をいただけてきた。全

体を通して、これだけはということがあればお願いしたい。

委員：もう一回だけ言わせていただきたい。請求するときも、設置するかどうかの判断のときも、これはとても重要なことだと思う。請求されただけで、その人は何も悪くなくても何かの話題に出てしまうこともあるかもわからないので、そこはある一定以上の、我々自身の議員の政治倫理と言うか、しっかりした意識を持たないといけないと思うので、審査の請求、また決定のところはそういったことも含めて議論させてもらいたいと思うので、よろしくお願いしたい。

事務局：1点だけ議会運営委員会の所掌の話があったのでお伝えしたい。まず地方自治法第109条の中に規定があり、議会運営委員会は次に掲げる事項に関する調査を行い、議案請願等を審査する。1つ目として、議会の運営に関する事項。2つ目として、議会の会議規則、委員会に関する条例等に関する事項。3つ目として、議長の諮問に関する事項というふうに規定されている。それで、三重県議会の条例の中で議会運営委員会という文言が入っていることについては、先に規定をされた、例えば長崎県議会においては平成15年、三重県が規定する3年ほど前だが、その規定の中に審査の諮問という形で、議長は議員等の行為が前条に規定する行為規範に反する疑いがあるときは、議会運営委員会に審査諮問するものとするということで、議会運営委員会という文言を入れてみえたと、推測の部分が多いが、こういったところに先事例として影響があったのではと感じている。そしてこの後、三重県が平成18年に条文を作ってから、翌年に福井県議会においては、これも審査会の設置という条文で、議長は前条に規定する審査の請求があったときはこれを審査するため議会運営委員会に諮り、議会に福井県議会政治倫理審査会を設置すると、こういった規定が事実としてはある。

委員：では三重県にはないということか、それは。議長が諮問するとかそういう、議会運営委員会のあれは。他県はあるがということか。

事務局：本県の場合はそちらに、お手元にもあるかもしれないが、第5条で審査会の設置として、議長は前条に規定する審査の請求があったときはこれを審査するため議会運営委員会に諮り、議会に三重県議会政治倫理審査会を速やかに設置するという形で、「諮問」という文言はないが、「諮り」という表現になっている。

委員：請求を受けるのは議長ということ。だから議長が諮る場所として議会

運営委員会が適切なのか、今はそうなっているが、どうするのかという議論で良いということ、この条例でどうするかという考え方のもとで。先ほど議会運営委員会の所掌事項というのを聞いていると、あまり入っていないような気が私はした。議会の日程とか、議会の運営とか、そういったことで、他県も含めて三重県も議長、この条文も恐らく前にあったやつを引っ張ってきたと思うが。その根拠だけまた知らせてもらいたい。先ほど言ったように、設置するということはすごく重たいことなので、その辺も含めて考えさせていただきたい。

委員：もし良ければまたそのあたりも各会派の皆さんにお伝えいただければと思う。

委員：今のところで、今でなくても良いのでまた教えていただきたいのだが、仮に設置した場合、その審査会というのは公務になるのか、公の会議なのかどうか。例えば、登庁報告の対象になるのかどうかとか、そこも関わってくるかと。公の会議なら議運に諮って設置してもおかしくないような気もするし、公の会議でないのならその辺をショートカットしても良いかと。例えばこのプロジェクトは確か公務ではない、というような辺りの整理を、今日でなくて良いのでまた教えていただきたい。以上。

委員：様々な整理をすべきことが出てきたわけだが、各会派からのご意見をいただき、それぞれご理解いただいた部分、考え方の違いが鮮明になった部分もあったかと思う。本日の資料、議論により色々なことが明確になってきたが、次回に向けて、本日の資料により、他の会派の中でもどんな意見が出ているのか、どんな考えだったかということを経験共有していただいて、歩み寄れる部分など改めてご議論いただきたいと思う。新たな論点整理など、今日のことでこのことをということはまた改めて皆さんにお示しをさせていただきたいと思うが、よろしいか。

全員：(異議なし)

委員：では、そのようにさせていただく。次回は改めて、ご議論をいただいたことについてご協議いただきたいと思うので、よろしく願い申し上げます。以上で第4回プロジェクト会議を終了する。